



第三次上田市文化芸術 に関する基本構想（案） ～つながる文化うえだプラン～



上 田 市

目 次

第1章 上田市文化芸術に関する基本構想策定にあたって	2
1 上田市文化芸術に関する基本構想策定の意義	2
2 文化芸術をめぐる背景	2
3 基本構想の位置づけ	5
4 基本構想の期間	6
5 基本構想が対象とする文化芸術の範囲	6
6 各主体に期待される主な役割分担	7
第2章 上田市の文化芸術の現状と課題	8
1 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	8
(1) 基本施策1 第三次上田市文化芸術に関する基本構想に基づく 文化芸術施策の推進	8
(2) 基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材の育成	8
(3) 基本施策3 次世代の育成、地域の魅力の向上に向けた 文化芸術事業の展開	10
2 文化遺産の継承と活用	12
(1) 基本施策1 地域の歴史や文化遺産の継承	12
(2) 基本施策2 地域の歴史や文化遺産の活用	14
第3章 文化芸術の継承と創造のための基本的施策	15
1 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造	15
(1) 基本施策1 第三次上田市文化芸術に関する基本構想に基づく 文化芸術施策の推進	15
(2) 基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材の育成	15
(3) 基本施策3 次世代の育成、地域の魅力の向上に向けた 文化芸術事業の展開	16
2 文化遺産の継承と活用	18
(1) 基本施策1 地域の歴史や文化遺産の継承	18
(2) 基本施策2 地域の歴史や文化遺産の活用	20

第 1 章

上田市文化芸術に関する基本構想策定にあたって

1 上田市文化芸術に関する基本構想策定の意義

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生きる喜びを見出せるものです。人間の創造性や表現力を伸ばすとともに、共感や尊重の心を育むものでもあります。またそれぞれの自然・風土のなかで育まれてきた文化や伝統には、地域の特徴や暮らしを楽しみ、交流の輪を広げるための先人の知恵が詰まっています。このような知恵とドラマを発掘し発展させることこそが、地域再生に欠かすことのできない新たな物語づくりであり、文化芸術によってこそなし得るものです。

今日ではそうした文化芸術が、新たな需要や高い付加価値を生み出し、技術の発展を促すなど、その影響力は経済や産業の分野にまで及び、まちの活力の源泉となっていることも改めて見直されています。また、文化芸術を振興することは、すなわち、過去から未来に脈打つ文化を大事にし、新たな価値を生み出しながら、まちに関わる人の環を広げることと考えられます。このような活動を通じて、市民は上田市に住む誇りと満足感を持ち、訪れる人は豊かで快適な時間が過ごせる「ひと・まち 輝くしあわせ実感都市」を実現していくことが、文化芸術施策の目指すところと言えます。

本基本構想は、市民が文化的で豊かな社会生活をおくり、上田市民としての誇りを持てるよう、「文化芸術基本法」第4条及び第7条の2に基づき、本市の実情にあわせ、文化芸術施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

2 文化芸術をめぐる背景

「第三次上田市文化芸術に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）は、下記のような背景のなかで、上田市の文化芸術施策を総合かつ計画的に推進するための指針として策定しました。

（１）「第三次上田市総合計画」の策定

上田市は、平成18年3月に新市としてスタートしたのち、市民とともに策定した「第一次上田市総合計画」、「第二次上田市総合計画」のもと、新市の一体性の確立と持続的発展を目指し、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化や新たな課題に対応したまちづくりに取り組んできました。

その間には、気候変動の影響による豪雨災害や、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大、急速なデジタル技術の進展と普及などにより、これまで多くの人々が「当たり前」と捉えていた環境が急変する事態を経験しました。加えて、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、各分野の人手不足や地域の担い手不足など人口減少・少子高齢化の影響が顕在化するなど、社会は大きな転換点を迎えています。

このような中、「第二次上田市総合計画」が令和7年度をもって終了することを受け、これまでの取組や成果のうち引き継ぐべきは引き継ぎ、社会情勢の変化や新たな課題に柔軟に対応できるよう見直すべきは見直すとの考えのもと、新たなまちづくりの指針として、「第三次上田市総合計画」

を策定しました。

時代の変化を受け止め、地域の特性を生かし、地域の実情に即した取組を着実に推進することで、市民一人ひとりが幸せを実感し、安全・安心でいつまでも住み続けたいと思える上田市の実現を目指します。

（２）少子化、人口減少の急速な進行

総務省の人口推計によると、わが国の総人口は1億2,345万2千人（令和5年10月1日現在）であり、平成20年をピークに減少に転じ、人口減少時代を迎えています。人口構造も大きく変容し、14歳以下の人口割合は11.4%と過去最低、15歳から64歳までの人口割合は59.5%と減少基調にある中、65歳以上の人口割合は29.1%と過去最高となるなど、多くの市町村が人口減少と高齢化に直面しています。また、自然増減（出生児数－死亡者数）では、出生児数は、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）以降は減少傾向が続いている一方、死亡者数は増加しており、出生児数が死亡者数を下回る自然減少の幅が拡大しており、17年連続の自然減少となっています。

令和5年4月公表の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、20年後の令和27年には総人口が現在より1,700万人以上減少し、特に生産年齢人口（15歳～64歳）の減少幅が増大する一方、65歳以上の高齢者人口は3,945万人となり、高齢化率は36.3%にまで達すると予想されています（出生中位（死亡中位）推計）。

少子高齢化の進行は、働き手の減少による労働力不足、医療・介護費の増大など深刻な社会問題を引き起こすとともに、市場規模の縮小、経済成長率の低下といった経済的な影響にも波及し、国民生活に甚大な影響を及ぼします。

特に、地方においては都市部への人口流出などにより人口減少が深刻になっており、地域コミュニティの担い手不足、地域経済規模の縮小に加え、公共交通の空白化、医療機関の閉鎖など生活インフラの維持が困難になるなど課題が表面化し始めています。この状況が継続すれば、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるという負の連鎖に陥ってしまうことも考えられます。

このような状況下において、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現するためには誰もが自分らしく働くことができる雇用環境の整備や安心して結婚・出産・子育てができる社会環境の構築に向けた取組が求められています。

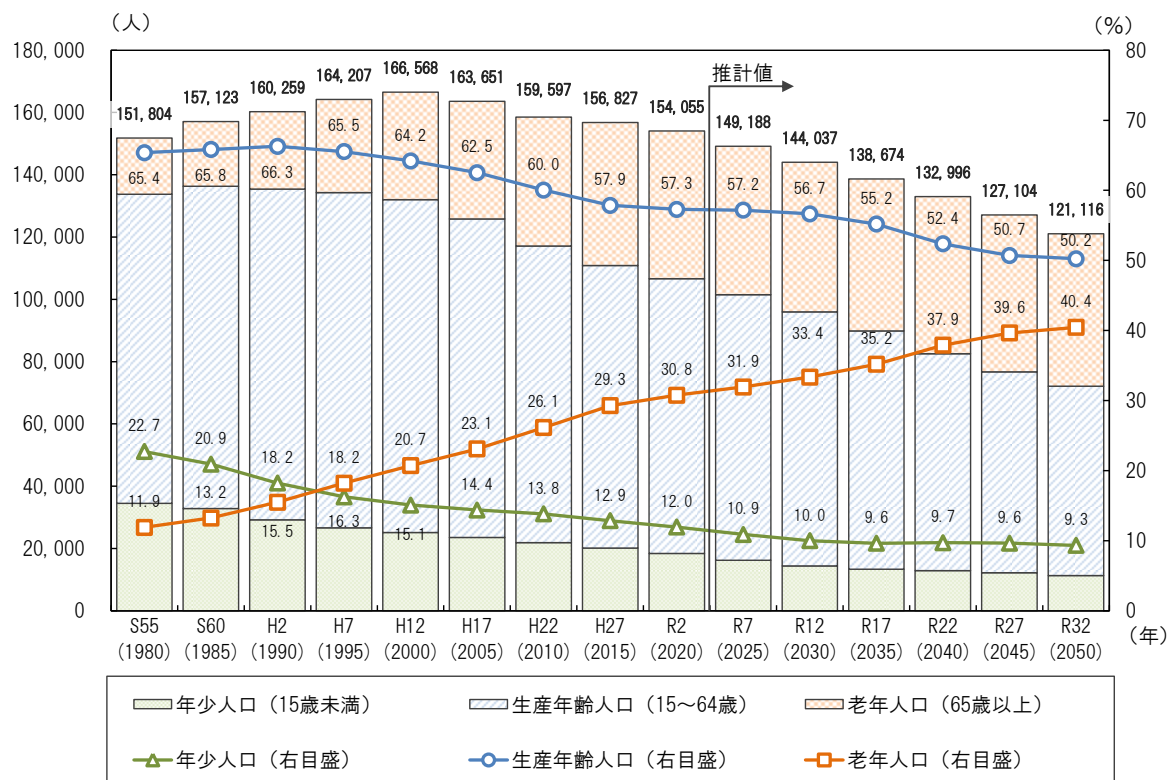
一方で、現代の多様な価値観やライフスタイルを踏まえると、人口減少のスピードを抑制することはできても、人口が減少していくこと自体は避けられないものであり、人口の減少に適應できるまちづくりを進めなければなりません。あらゆる分野で行政改革に努め、既存のルールや仕組みに捉われず、将来を見据えた選択と集中、規模や手法の最適化に取り組むことが求められます。将来に負担を先送りすることのないよう、産官学金労言（産業、行政、教育、金融、労働、メディア）の連携を深め、市民一人ひとりが幸せを感じられる、若い世代が将来に展望を持てる、持続可能なまちづくりを進めることが大切です。

(3) 人口の見通し

国勢調査の結果によると、上田市の人口は平成12年の調査をピークに減少が続いています。全人口に占める高齢者の割合も増加しており、昭和55年に約1割であった老年人口(65歳以上人口)は、令和2年には約3割にまで増加しています。

また、令和5年12月公表の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後さらに人口の減少傾向が続く見通しです。令和2年に約15万4千人だった上田市の人口は、30年後の令和32年には約12万1千人にまで減少すると予測されています。全人口に占める高齢者の割合も増加すると見込まれ、令和32年の老年人口割合は、約4割に達すると予測されています。

§ 上田市の人口見通し



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(注1) 平成27年および令和2年の年齢3区分別人口は年齢不詳補完結果のデータを用いている

(注2) 平成22年以前の年齢3区分別人口構成比は年齢不詳を除いて算出

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

現代社会では、グローバル化やデジタル化の進展、そして新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て、かつてないほど価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。結婚や働き方に対する考え方も、選択肢の幅が広がり多様な生き方が模索される時代となっています。近年では、経済的な豊かさだけでなく、心身ともに健康で、生活に満足感を感じている状態である「ウェルビーイング」に注目が集まっています。このような状況を踏まえ、多様な価値観やライフスタイルを互いに尊重し合いながら、地域全体の「ウェルビーイング」を高めることができるまちづくりが求められています。

こうした中、世界経済フォーラムが公表するジェンダー・ギャップ指数(2024年)によると、日本は世界146か国中118位にとどまっており、特に政治や経済分野における女性の参画が低位となっています。国は「女性版骨太の方針2024」を閣議決定し、女性活躍の一層の推進や経済的な自立等に向けた方針を示しました。誰もが住み続けたいと思える地域の実現に向け、ジェンダーギャップの解消が重要な観点となっています。

(5) 国の動向

国では、文化芸術の振興に対する国民の要望の高まり等を背景に、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定され、平成29年には文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するという趣旨の元、「文化芸術基本法」に改正されました。

同法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成30年には「文化芸術推進基本計画」（第1期）が、令和5年には「文化芸術推進基本計画」（第2期）が策定され、「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」をはじめとする7つの重点取組項目の推進が示されています。

3 基本構想の位置づけ

この基本構想は、市政運営の基本となる第三次上田市総合計画を踏まえ、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本施策や方向性を定めるものであり、文化芸術基本法第4条及び第7条の2の規定に沿うものです。

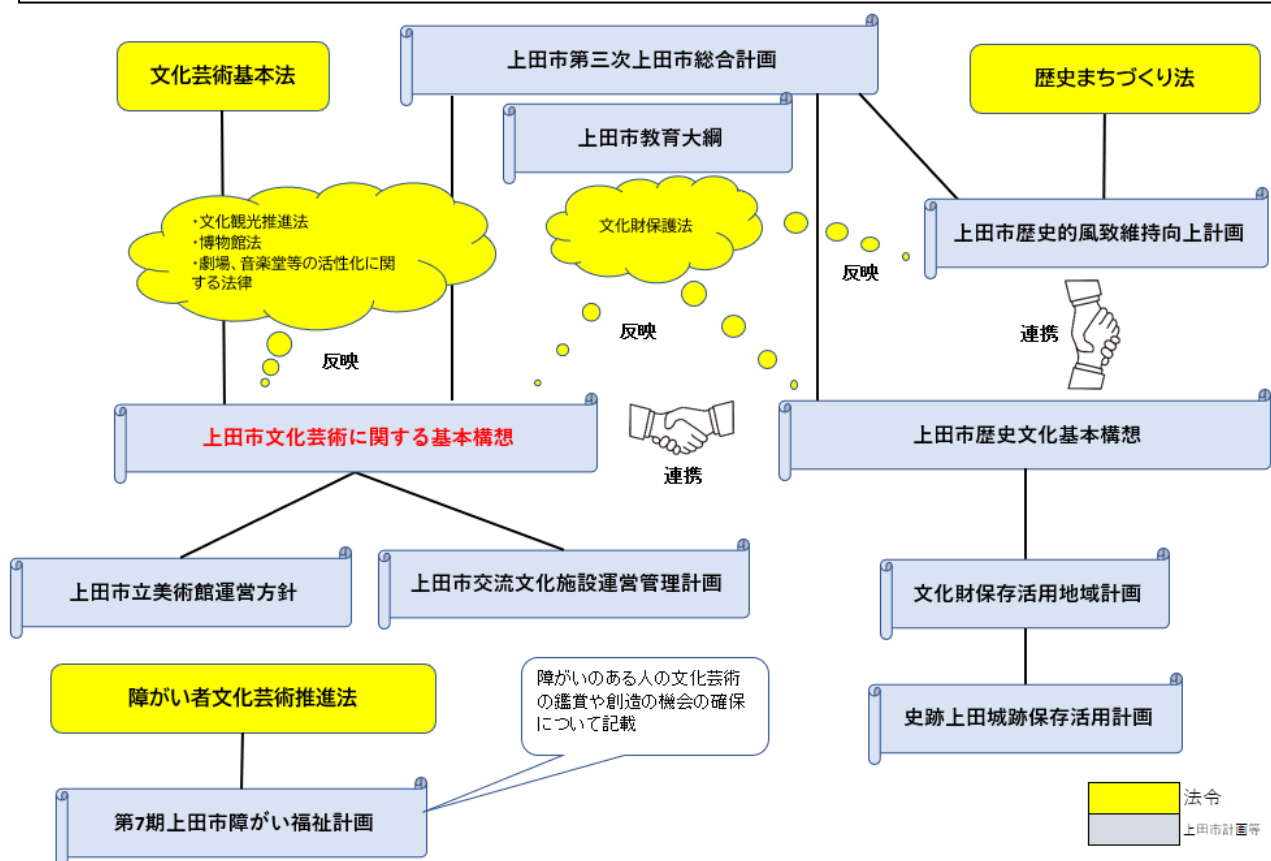
この指針で示す基本施策や方向性は、市民、文化芸術団体、関係機関等が共有し、上田市の文化芸術を推進するための共通指針を示します。

【文化芸術基本法 第4条】

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

【文化芸術基本法 第7条の2】

都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



4 基本構想の期間

この基本構想が対象とする期間は、第三次上田市総合計画との整合を図り、令和8年度から10年間（令和17年度まで）とします。

5 基本構想が対象とする文化芸術の範囲

一般的に「文化」は、芸術と呼ばれるものから衣食住をはじめとした人間の生活様式に至るまで、その範囲はかなり幅広く捉えることができますが、基本構想が対象としている範囲は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。

《文化芸術基本法が対象とする範囲》

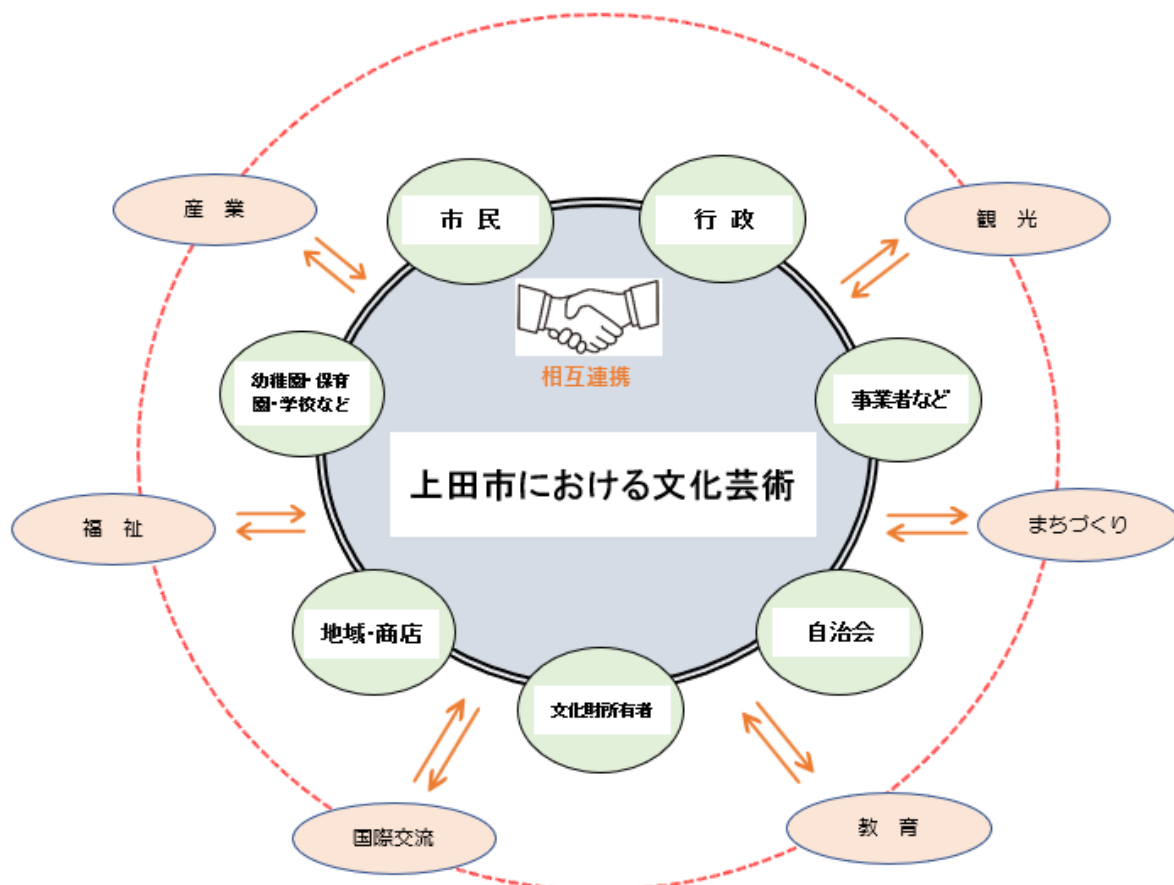
- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等）
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 等）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等）
- ⑤生活文化等（茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物 等）
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財 等）
- ⑦地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能 等）

6 各主体に期待される主な役割分担

文化芸術の主体である市民、地域、事業者、学校、行政等が、それぞれの役割を担いながら文化芸術を介して相互に連携することが重要です。

市民	・日々の生活の中で、文化芸術活動に取り組み、または鑑賞するなど、文化芸術に親しみます。 ・自らが企画運営に携わり鑑賞事業などを開催します。 ・文化施設のプログラム運営をサポートし、各種事業に参画・連携します。 ・文化財保存・活用の取組に参画します。 ・地域の歴史・文化遺産の基礎資料を提供します。 ・伝統行事などに参加し、文化財を学習活動の場として活用します。
文化財所有者	・文化財を適切に管理します。
幼稚園・保育園・学校など	・文化施設でのプログラム参加やアウトリーチ活動の受入を行います。 ・ふるさと学習を通し、地域の歴史・文化などに関する教育を行います。
地域・商店街	・まちなかでの文化芸術事業の受入や企画を行います。
自治会	・伝統行事や体験学習などに参加しやすい環境づくりを行います。
事業者など	・文化芸術活動に取り組みます。 ・文化芸術事業を支援する企業メセナに取り組みます。 ・文化財保存・活用の取組を支援します。
行政	・市民による創造的な文化芸術活動を支援します。 ・「創造育成事業」や「市民参加型事業」、魅力ある「鑑賞事業」を展開します。 ・地域の歴史・文化を知る機会を創出します。 ・歴史・文化遺産の継承と活用の取組を推進します。

文化芸術における各主体のイメージ図



第2章

上田市の文化芸術の現状と課題

1 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

(1) 基本施策1 第三次上田市文化芸術に関する基本構想に基づく文化芸術施策の推進

① 基本構想を指針とする文化芸術施策の展開

策定は本紙により実施済みです。

(2) 基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材の育成

① 文化・芸術を体験できる環境の整備及び文化芸術活動を支える団体や人材の育成等の支援

現状と課題

ア 青少年が文化芸術活動に取り組むための支援

- 「上田市文化少年団」では、各団体の活動を紹介する「子ども文化講座」のほか、メイン行事である「子ども文化祭」は、多種多様な発表が行われています。また各団体による交流の場ともなっています。
- 「上田市文化少年団」については、加盟団体が減少傾向にあることから、少年団の活動を周知していく必要があります。
- 信州国際音楽村では、少年少女合唱団等、子どもたちが文化芸術に触れるための事業を展開しています。
- 公民館等では「伝統文化親子教室」が開かれているほか、合唱等の様々な自主的文化活動の場として利用されています。
- 子ども向け、親子向けなど幅広い年齢層が楽しめる鑑賞事業を継続していく必要があります。
- 公共ホールや美術館は、様々な事業やプログラムを通じて、若手アーティストを発掘・育成する役割を担い、創造・発表の場を設けていく必要があります。

イ 市民の鑑賞等への機会の充実

- 市民主体による効果的な文化振興を図るため、市民団体等が主催して行う文化公演事業（鑑賞事業）に対し、助成金を交付する文化支援事業¹を行っていますが、近年申込者が減少しており、文化芸術活動の団体や個人のニーズを捉えて、支援の方法について検討が必要です。
- 交流文化芸術センター、丸子文化会館、信州国際音楽村では、ホール主催事業のほか、

¹ 文化支援事業

市民が企画開催するコンサートや観劇、展覧会などについて、上田市が経費の一部助成や、周知の協力などを支援する制度

様々な市民活動の発表の場となっています。上田文化会館は中央公民館との複合施設として、市民活動の発表の場として利用されています。

ウ 情報の収集と発信

- 上田市主催や共催、文化関係団体、文化少年団等や国内外の文化プログラム等について情報を収集し、広報やホームページ、報道機関、行政チャネル等を通じて情報発信をしています。
- 地域独自に醸成された文化活動の継承とともに、同時代の表現や先駆的で新しい文化芸術活動を把握し、情報発信に努める必要があります。
- より多くの人に情報を提供するため、ホームページのほか、SNSや機関誌など、多くの媒体を活用しての情報発信が必要です。

エ 文化芸術活動に取り組む団体や人材の育成に対する支援

- 大正時代から映画のロケ地として使われてきた上田の特色を活かし、市民と上田市で組織された実行委員会により、上田ロケ作品をはじめとする日本映画の上映などを行う「うえだ城下町映画祭」を開催しています。人材育成を含めた総合的な映像文化の振興を目的として開催しています。
- うえだ城下町映画祭、子ども文化祭等の事業や市民団体が主体で行われる事業について、さらに市民の参加を得て市民協働で推進する仕組みづくりが必要です。
- 文化芸術関係団体では、市民が主体となり積極的に活動を行っていますが、若年層の参加が減少し、高齢化が進んでいます。
- 文化芸術の多様性や交流機会の創出を促す力を活かし、様々な領域で活動する団体等との連携により、複合的な事業を展開する必要があります。

オ 市民・団体等との連携による文化芸術の活性化

- 民間の文化施設では、文化芸術を中心に様々な市民・団体等が連携することにより、青少年育成や福祉など多様な分野において相乗効果が発揮されています。
- 民間組織との連携や領域を超える複合的な文化事業を展開するうえでは、恒常的な情報交換を図り、具体的な方策を探る必要があります。
- 持続的な文化芸術振興のためには、民間の共感と協働に基づく企業メセナの輪を広げ、多彩で幅広い事業を展開することが求められます。

(3) 基本施策3 次世代の育成、地域の魅力の向上に向けた文化芸術事業の展開

① 様々な分野との連携で地域の魅力を高める創造育成事業の推進

現状と課題

ア 文化芸術の振興を図るための環境整備

- 交流文化芸術センターでは、質の高い音楽や舞台芸術を市民に提供するために、企画制作やテクニカルスタッフ等の専門人材を配置し、公演と創造・普及啓発など幅広い事業を展開しています。
- 美術館では、貴重な美術作品・資料等を安全な環境で保存し、学芸員の調査研究に基づく展覧会企画により、研鑽の成果を広く公開しています。あわせて、学芸員実習や教員研修等を実施しています。

イ 地域における文化芸術活動の充実

- 交流文化芸術センターでは、地域における創造的人材の育成と文化活動を通じたコミュニティを形成するため、市民参加による演劇やダンスのワークショップや作品創造に取り組んでいます。
- 山本鼎が提唱した農民美術の担い手が高齢化している中で、伝統を継承していくための環境づくりが必要です。
- 美術館では、農民美術の振興と継承を図るため、農民美術について深く学び、実践する講座を開講するほか、地域の団体と共催で作品展を開催しています。
- 美術館の子どもアトリエを活用して、子どもたちの感性を育む創作活動や様々な体験プログラムを実施しています。
- 美術館の展覧会に関連した取組として作家による講座やワークショップ等を行い、青少年や児童生徒が参加しています。

ウ 文化的多様性や相互理解の促進

- 性別、年齢、障がいの有無や国籍等に関わらず、多様な背景を持つ人々が共生する社会の到来を迎え、異なる価値観や文化を理解し、寛容な感性を育む事業に取り組む必要があります。
- 地域コミュニティにおける創造性を育み、自律的な活動を推進するための人材が、今後いっそう求められます。
- 地域資源の発掘と活用を促すための事業を展開し、担い手の育成に取り組む必要があります。

エ 学校教育において子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

- 交流文化芸術センターの「芸術家ふれあい事業」では、子どもとアーティストが出会うクラスコンサートやダンスワークショップ等を市内全小学校で実施しています。
- 劇団四季「こころの劇場」やニッセイ名作劇場を毎年招へいし、小学校高学年の児童を学校団体に無料招待し、良質のミュージカルや音楽劇に触れる機会を提供しています。
- 美術館では、学校の団体鑑賞を受け入れるとともに、子どもアトリエでは、近隣保育園等の創作活動を推進しています。
- 子どもたちの感性と心を育むため、今後も多様な文化芸術に触れる鑑賞事業やワークショップ等を企画し、交流文化芸術センターや美術館、学校等で継続実施していく必要があります。

② 市民参加型事業の展開

現状と課題

ア 文化芸術活動の拠点施設の充実

- 交流文化芸術センターでは、企画制作・技術スタッフ、美術館では、学芸員など専門人材を配置し、充実した文化事業を展開できるよう体制を整備することにより、多くの市民が鑑賞や創作・体験など様々な文化芸術活動を楽しんでいます。
- 公立文化施設は、地域の文化拠点として学校や福祉施設等とのより一層の相互理解と協働を行っていく必要があります。
- 市民の文化活動がより充実するよう施設利用を促し、活用ノウハウをさらに共有していく必要があります。

イ 人材育成の取組

- サントミュージゼの事業や運営にサポーターやレセプションリストとして市民が携わるとともに、企画制作にも関わることで、地域における文化活動を市民自らが主体的に担える環境を整えています。
- 学校や公民館、定住自立圏等における「芸術家ふれあい事業」を通じて、市民が文化芸術を身近に感じるとともに、当事業に関わるアーティストも活動の幅を広げています。

ウ 情報の収集と発信

- 各施設の事業情報や文化芸術に係る全ての情報を共有し、発信していくための媒体づくりをはじめ、システムを構築する必要があります。

③ 多彩で魅力的な公演や展覧会等の鑑賞事業の推進

現状と課題

ア 鑑賞事業の充実

- 幅広い世代が楽しめる舞台芸術作品や展覧会を提供し、第一線で活躍するアーティストやカンパニーを招へいできるように、全国の劇場やホール、美術館、プロモーター等とのネットワークを形成し、鑑賞事業を展開しています。
- 公演や展覧会ほか各事業においてアンケートを実施し、鑑賞者の評価や事業に対する要望を分析し、継続的で多角的な鑑賞事業の充実に努めています。
- 美術館では、貴重なコレクションを公開する常設展示とともに、多彩な企画展を開催し、古今東西の様々な芸術作品を鑑賞する機会を提供しています。

イ 情報の収集と発信

- サントミュージゼ 10 周年を機にホームページを改修し、公演や展覧会情報、施設利用等についてより見やすくわかりやすい構造とし、あわせてイベントレポートやコレクションに関するアーカイブ機能を充実させました。
- 情報発信に関しては SNS の活用を図るとともに、幅広い利用者を想定した媒体を活用していく必要があります。

2 文化遺産の継承と活用

(1) 基本施策1 地域の歴史や文化遺産の継承

① 市民が主体的に行う学習・研究活動の促進支援、学校教育における学習支援

現状と課題

ア 史資料を活用した学習機会の提供

- 上田市の指定等文化財や、「上田城・上田城下町絵図アーカイブ」、「上田を支えた人々～上田人物伝～」等を上田市デジタルアーカイブポータルサイトで公開しているほか、「埋蔵文化財分布図」のデジタル資料を、市ホームページで公開しています。
- 無形民俗文化財の祭事予定を「広報うえた」・市ホームページ、公民館だよりで紹介するなどの情報発信をしています。
- デジタルアーカイブにおいて未掲載の指定等文化財があり、順次対応を進めています。
- 出前講座により、地域学習の場へ職員を講師として派遣しています。
- 博物館・図書館・公民館におけるの展覧会や講座は、多種多様な内容で学習機会が提供されています。
- 博物館・図書館・公民館における展覧会や講座は、例年開催され、市民の学習支援を積極的に行っていますが、それぞれの施設が独自な活動を行っているため、事業計画における調整や連携を強化する必要があります。
- 武石ともしび博物館は灯火専門の博物館類似施設として、展示のほかに、体験学習を実施しています。
- 美術館では、郷土作家の資料を収集し、常設展示しています。

イ 学校における郷土の歴史や文化を知る学習

- 小学校の副読本「わたしたちの上田市」で郷土の歴史や先人・偉人を紹介するなど、教材とする学習の充実を図っています。
- 小中学校の授業等における、地域の歴史や文化に関する学習支援の充実が必要です。

ウ 伝統的な芸能に触れる機会の創出

- 子どもたちが、伝統的な芸能に触れる機会が減少しています。

エ 先人・偉人の顕彰

- 「信州上田ふるさと先人館」を設立し、地域の先人・偉人の紹介をおこなっています。
- 民間の顕彰団体や商店街と連携を図り事業を推進しています。

② 市民や団体などが自主的に行う文化財保護活動の支援

現状と課題

ア 地域に残る伝統芸能の継承と活動の促進

- 指定文化財の中で伝統芸能等を継承する保存会等に対して、振興と後継者育成のために補助金を交付しています（16団体）。
- 上田市内には、国選択無形民俗文化財3件、市指定無形民俗文化財14件、同芸能4件の指定文化財がありますが、未指定の伝統芸能が多数存在しています。

- 伝統芸能を披露する機会が少ない状況です。
- 保存会等の活動等に対しては、補助金による支援のほかに、他の方法による支援策が必要です。

イ 地域の伝統行事や伝統芸能への参加促進

- 上田固有の伝統文化の保存・継承は、地域の住民によって担われていますが、メンバーの固定化や高齢化などの悩みを抱えています。市民の貴重な財産が失われることのないよう、青少年を後継者として育成するとともに、記録による保存が急務となっています。

ウ 各分野における後継者の育成

- 生活文化の普及と保全のため、公民館等で、昔の遊びやしめ縄飾りなどの講習会（ワークショップ）を開催しています。
- 伝統的な遊びや、地域で受け継がれてきたわら細工などの技術を持つ（知る）人たちの高齢化が進んでおり、途絶えてしまう可能性が生じています。

③ 適切な保存環境の整備

現状と課題

ア データの収集・集積と情報の整理

- 「公文書館」を設置し、行政文書や歴史的な地域資料等を収集・保存しています。
- 旧市町村誌編さん資料の保存を行っています。
- 旧市町村誌編さん資料の一部は公開していますが、全ての資料の公開には至っていません。
- 史料の適切な保存管理が必要です。
- 未指定物件や新出史料の調査が必要です。
- 様々な調査の成果を公表、公開する機会を増やす必要があります。
- 指定文化財に関する様々な資料（台帳を含む）のデジタル化を進める必要があります。
- 歴史資料や文化財を収集し、適切な保存と研究がなされて、公開と市民の利用の便が図れる施設を早期に整備する必要があります。

イ 文化遺産の保護と保全

- 文化財の指定や修理等に合わせて調査を実施しています。
- 国・県の指定文化財については、定期的に文化財パトロールを実施しています。
- 未指定の物件について、必要に応じて調査を行い、所有者の意向を踏まえ、指定・登録・選択制度²により保護を図っています。
- 市指定文化財は件数が多く、毎年、すべての現況調査を実施するのは困難な状況です。
- 未指定物件や新出史料の調査が必要です。

④ 史跡上田城跡の調査と適切な保存

現状と課題

ア 関連計画に基づく史跡上田城跡の調査と保存

- 史跡上田城跡保存活用計画等の関連計画に基づき、継続した調査と保存に取り組んでいます。

2 選択制度

国及び県が、指定していない無形民俗文化財のうち、指定に準ずる文化財として「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択したもの。

(2) 基本施策2 地域の歴史や文化遺産の活用

① 所有者や地域・市民団体等が主体的に取り組む文化財等の活用事業の支援

現状と課題

ア 文化遺産の活用

- 指定文化財の修繕等を行う場合に、補助金を交付しています。
- 地域の人に文化財への関心や理解を促すために、文化財学習と文化事業を合わせた事業として、「文化財 de 文化祭」を実施しています。
- 市民による文化遺産を活用した文化活動の展開が必要です。
- 社会教育機関による、より一層の利用が必要です。
- 文化遺産の価値や本質を理解されるような観光資源としての活用が求められています。

② 文化財を活用した地域づくり

現状と課題

ア 地域の特色のある文化遺産を連携させた、地域づくりへの活用

- デジタルアーカイブなどを活用した情報発信を一層推進し、文化財を活用した地域づくりにつなげる必要があります。
- 博物館・図書館・公民館などの社会教育施設は、様々な学習・研究団体の活動の場として活用されています。老朽化した市立博物館や上田図書館については、社会情勢の変化のなかで期待される役割が変化してきていることも踏まえ、今後のあり方についての検討が必要です。

③ 日本遺産の普及啓発・情報発信による観光振興の推進

現状と課題

ア 上田市日本遺産推進協議会並びに関係団体等による各種事業の展開

- 上田市日本遺産推進協議会により、上田市日本遺産の周知啓発、情報発信等をはじめとした各種事業に取り組んでいます。
- 民間事業者等による日本遺産の活用がさらに広がるような取組が必要です。

④ 史跡上田城跡整備事業の推進と活用

現状と課題

ア 史跡上田城跡の調査に基づく整備の推進と一層の活用

- 史跡上田城跡保存活用計画に沿って整備基本計画の改訂を行っています。
- 中心市街地の都市公園として市民の憩いの場となっているほか、「上田城千本桜まつり」「上田真田まつり」等のイベントが開催されており、多くの来場者があります。
- 真田氏ゆかりの城として、全国から多くの観光客が訪れています。
- 史跡上田城跡保存活用計画及び改訂する整備基本計画に沿って整備を行い、活用を進める必要があります。

第3章

文化芸術の継承と創造のための基本的施策

1 育成を基本理念とした文化芸術活動への支援と文化創造

(1) 基本施策1 第三次上田市文化芸術に関する基本構想に基づく文化芸術施策の推進

① 基本構想を指針とする文化芸術施策の展開

今後、本「基本構想」により文化芸術施策を推進します。

(2) 基本施策2 文化芸術活動などを支える団体や人材の育成

① 文化・芸術を体験できる環境の整備及び文化芸術活動を支える団体や人材の育成等の支援

文化芸術基本法の条文に示されているとおり、文化振興にあたっては、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければなりません。上田市においては、これまで脈々と続けられてきた市民による文化活動により、自主性を尊重した文化創造を展開してきています。今後も文化・芸術を体験できる環境を整えるとともに、市民と共に育む文化芸術活動への支援と文化創造に努めます。

市民にとっての文化芸術活動の場は、最も身近な公民館（9施設）や公民館地区館（2施設）、自治会館（公民館分館）であり、様々な活動や練習等が行われ、公民館や文化会館、民間施設等での発表会等の開催に至ってきました。こうした、地域で続けられてきている活動が継続され、上田市全体の日常的な基盤となることが重要です。

《基本的な施策》

ア 青少年が文化芸術活動に取り組むための支援

- 中学校の文化部活動の地域展開については、庁内関係課及び関係団体等と連携・協力をし、青少年が文化芸術に取り組む機会を確保します。
- 子どもたちがプロの芸術家の演奏・作品等に触れることにより、世界の多様性を感じ、希望に満ち溢れる未来が描けるような事業を実施します。
- 公共空間や遊休空間等を活用し、青少年が活動発表する機会を提供します。
- 上田市文化少年団の活動を拡充させ、主体的な活動が継続できるよう今後も支援します。

イ 市民の芸術鑑賞等の機会の充実

- 交流文化芸術センター、上田文化会館、丸子文化会館、信州国際音楽村等の連携を図りながら多彩な鑑賞事業を展開します。
- 市民団体等が主催する鑑賞事業を種々の方法を検討しながら支援していきます。
- 性別、年齢、障がいの有無や国籍等に関わらず、誰もが鑑賞等の機会を享受できる環境を整えます。

ウ 情報の収集と発信

- 地域で行われる文化芸術活動に対する関心を喚起できるよう、SNSをはじめ市民に届く情報発信の方策を探ります。

エ 文化芸術活動に取り組む団体や人材育成に対する支援

- 文化芸術活動に携わる団体の現況と課題を把握し、持続的な活動を実現するための方策を探ります。
- 市民団体等が主催する文化芸術活動を支援していきます。

オ 市民・団体等との連携による文化芸術の活性化

- 文化芸術に関する施策の推進にあたり、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他関連する庁内の部局及び関係団体等との連携に努めます。

カ 文化芸術の振興を図るための環境整備

- 舞台機構、保存環境等を事業や利用ニーズにあわせ更新していきます。
- だれもが利用しやすい施設運営を推進していきます。

(3) 基本施策3 次世代の育成、地域の魅力の向上に向けた文化芸術事業の展開

① 様々な分野との連携による地域の魅力を高める創造育成事業の推進

文化交流・創造拠点としてのサントミュージゼはじめ各文化施設において、学校や民間劇場、近隣地域など、様々な分野との連携を図り、次世代を担う子どもたちの育成や、地域の魅力を高める創造育成事業に取り組みます。

《基本的な施策》

ア 「芸術家ふれあい事業」や「子ども育成事業」の開催

- 交流文化芸術センターの「芸術家ふれあい事業」により、市内全小学校でのクラスコンサートや公民館等での「地域ふれあいコンサート」等を行い、身近に芸術文化に触れる機会を提供していきます。
- 美術館では学芸員による鑑賞ツアーのほか、子どもアトリエでは、幼・保育園や小学校などを受け入れ、創作体験や体験プログラムを提供していきます。

イ 市民が参加する創造公演・体験型講座の開催

- 交流文化芸術センターの「芸術家ふれあい事業」や美術館の「子どもアトリエ」において、子どもたちが自発的に文化芸術に親しみ、体験できるプログラムを提供します。
- 市民参加による公演やワークショップ等の実施により、上田ならではの作品を創造し、地域資源の発掘とシビックプライドの向上をめざします。
- 「学校芸術観賞会」として、市内の全中学1年生を対象としたオーケストラ演奏会や、市内の全小学校高学年を対象としたミュージカル公演を開催します。
- 地域で活動する若手作家やアーティストを志す高校生や大学生等の支えとなるような事業を行うとともに、創造活動を発展させるよう環境を整備します。
- 上田地域定住自立圏の中核的な文化拠点との自覚を持ち、圏域の住民が文化芸術を身近に感じられるよう、圏域自治体と連携したコンサート等を実施します。
- 美術館では、山本鼎、石井鶴三、ハーリー・k・シゲタ、中村直人、林倭衛など、地域ゆかりの作家を中心にコレクションを形成し、上田で蓄積されてきた文化運動を顕彰します。
- 農民美術運動や児童自由画運動を提唱した山本鼎の精神を引き継ぎ、市民の表現活動を尊重する展覧会や講座等の事業を展開します。

② 市民参加型事業の展開

文化芸術の持つ力で、誇りの持てる街づくりを一層推進するため、交流文化芸術センターをはじめとする市内文化ホールは、市民とともに歩む施設、市民に愛される施設を目指して運営しています。そのためにも市民の協力や将来を担う人材の育成、市民との情報共有による共感が不可欠です。

《基本的な施策》

ア 人材育成の取組

- 地域創造や信州アーツカウンシルなど文化専門機関や、地域の団体・NPO 等と連携しながら事業を推進する職員の育成に努めます。
- 市民自らが自主的に文化芸術活動に取り組み、その成果を発表できる環境を整え、企画制作に携わる人々のスキルアップを支えます。

イ 市民サポーター活動の充実

- 各種の講座やワークショップ等を開催し、共に学び、地域の文化芸術の担い手の拡大及び協働による企画実現の充実を図ります。
- サントミュージゼの事業運営においてレセプションистや子どもアトリエサポーターなど市民の参加を促します。

ウ 積極的な情報発信と情報収集

- 各文化施設の公式サイトや SNS をはじめ、多様な媒体を活用しながら、常に最新の情報を発信していきます。
- 新聞・テレビや地元メディアの関心を引きつけられるよう、メディア・コミュニケーションに努めます。

③ 多彩で魅力的な公演や地域に根差す展覧会等の鑑賞事業の推進

文化芸術の拠点施設として、幅広い方々が感動し、文化芸術を身近なものとして感じることができる魅力ある質の高い作品を鑑賞できる機会を提供し、広域からも人々が集まる環境づくりを目指します。

《基本的な施策》

ア 鑑賞事業の充実

- サントミュージゼがホールと美術館からなる複合文化施設であるメリットを活かし、連携による独自の事業展開を図ります。
- 全国の文化施設やアーティスト等とのネットワーク形成により、鑑賞事業を充実させます。
- 地元企業を中心に事業や施設運営に対する支援を募るとともに、日生劇場や劇団四季の招へいやメディアとの共催事業に取り組み、廉価で質の高い鑑賞事業を提供します。
- 企画制作に携わる専門人材が常に最新の動向を把握するとともに、観覧者アンケートや SNS の反響等から来場者ニーズを把握し、魅力ある鑑賞事業や展覧会企画を実施します。
- 美術館の顕彰作家について、より親しみをもってもらえるような事業展開を図ります。

2 文化遺産の継承と活用

(1) 基本施策1 地域の歴史や文化遺産の継承

① 市民が主体的に行う学習・研究活動の促進支援、学校教育における学習支援

地域の歴史・文化遺産を後世に残すためには、行政や市民が一体となった活動が不可欠となります。そのためには、第一に多くの人々にこれらの文化遺産を知っていただき、理解を深めていただく必要があります。

《基本的な施策》

ア 史資料を活用した学習機会の提供

- 博物館、図書館等が収集した史資料を積極的に公開します。また、地域や市民が保存している史資料についても公開を促します。
- 上田市市民 ICT 支援センター等の機関と連携し、デジタル化による保存と、インターネット等による公開を進めます。その一環として、デジタルアーカイブについても、情報を追加し、充実を図っていきます。
- 公民館等の社会教育機関において、それぞれの施設の特徴や地域性を考慮し、より有効な学習になるよう努めます。

イ 学校における郷土の歴史や文化を知る学習

- 小中学校において、子どもたちが郷土の歴史や文化、先人・偉人を知る学習を進めます。その際には、地域ぐるみで学習を支援できるようにし、市は必要に応じて、史資料等の提供や出前講座により専門職員等の派遣をします。これらのことにより郷土学習を充実します。

ウ 伝統的な芸能に触れる機会の創出

- 市や主催団体は地域の伝統行事などの情報を積極的に発信し、市民が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 公民館活動等の中で地域の伝統文化に関する体験や学習機会を設けていきます。

エ 先人・偉人の顕彰

- 市民、特に青少年が郷土の先人・偉人の業績を知ることは重要なことです。すでに、いくつかの市民団体が顕彰活動を推進していますが、そのような団体とも協働し、今後も学習機会を設けていきます。

② 市民や団体などが自主的に行う文化財保護活動の支援

令和7年8月には、国・県・市の指定文化財（国登録文化財含む）が合計315件となりました。この件数は類似人口の他都市に比して突出した件数となっています。このことは、上田市が古くからの歴史を有し、かつ歴史的に重要な遺産が存在していることを示しています。この315件の文化財のうち、市が所有しているものは45件程度であり、大部分は個人、団体等の民間所有となっています。したがって、文化財の保存においては市民や地域との協働が不可欠な要件となっています。

《基本的な施策》

ア 地域に残る伝統芸能の継承と活動の促進

- 伝統芸能の保存団体や指導者、後継者を支援し、団体間の交流促進も含め、地域に根差した継承活動を促進します。また、この団体間の交流の中から、市民協働による合同発表の機会を設けられるようにします。さらに、郷土の豊かな自然や昔から親しまれている祭礼行事・民俗芸能など、伝統文化に関する活動を重視し、地域の伝統芸能等の調査研究を進めます。

イ 地域の伝統行事や伝統芸能への参加促進

- 担い手・後継者不足が課題となっている中で、保存関係団体等と連携をし、子どもたちが興味を持って伝統行事や伝統芸能への参加ができるよう支援をしていきます。

ウ 各分野における後継者の育成

- 伝統芸能を始め地域固有の伝統文化の保存継承の担い手の後継者不足については、保存団体間の情報交換や先進地事例に学ぶことにより方途を検討していきます。
- 地域の歴史を研究する専門家の後継者不足については、在野の研究者、教職員や学芸員等と連携をしながら対応を進めます。
- 歴史分野において専門的な知識を有する市職員が不足してきている中で、職員の採用や育成等について組織的に対策を進めていきます。

③ 適切な保存環境の整備

古くからの歴史を有し、かつ歴史的に重要な遺産が存在している上田市において、地域の歴史や文化遺産などに関する基礎資料の収集、調査や記録保存を行い、文化財指定や国の登録制度の活用のほか、情報発信による機運醸成を図り、適切な保存環境の整備に努めます。

《基本的な施策》

ア データの収集・集積と情報の整理

- 市民協働で、地域の歴史・文化遺産などに関する基礎資料の収集、未指定物件や新出史料調査、記録保存を行います。また、それらの資料の情報公開を積極的に行います。
- 文化財に関する資料のデジタル化を進め、情報発信が効率的に出来るようにします。

イ 文化遺産の保護と保全

- 市は文化財所有者が行う修理をはじめ、市民や企業などが自主的に行う文化財保護活動を支援します。地域に残る文化遺産の中で重要なものについては、所有者の意志を確認したうえで、文化財指定等などを通じて適切に保全管理します。埋蔵文化財包蔵地については市ホームページでの公開や制度の周知を行い、埋蔵文化財の保護に努めます。
- 市民協働による「文化財パトロール」等を実施し、地域における文化財保護の意識を醸成するとともに、市民協働で文化財保護に努めます。
- 歴史的景観を示す町並み等についても、保護と活用策を市と住民とともに進めていきます。

④ 史跡上田城跡の調査と適切な保存

史跡上田城跡は、江戸時代から現存する西櫓(県宝)や昭和24年に移築復元された南櫓と北櫓、平成6年に復元された東虎口櫓門のほか、石垣や土塁、堀などが残されており、市民や観光客に愛される憩いの場となっています。今後も継続して調査・保存し、活用を図るなかで次世代に引き継いでいくことが必要です。

《基本的な施策》

ア 関連計画に基づく史跡上田城跡の調査と保存

- 「史跡上田城跡保存活用計画」等の関連計画に基づき、継続的に調査し適切に保存します。

(2) 基本施策2 地域の歴史や文化遺産の活用

① 所有者や地域・市民団体等が主体的に取り組む文化財等の活用事業の支援

地域の特色ある文化遺産を、まちづくりや観光資源として活用する取組を促進するとともに、所有者や地域・市民団体等が主体的に取り組む文化財等の活用事業を支援します。

《基本的な施策》

ア 文化遺産の文化活動での利用

- 博物館、公民館、図書館、学校が行う学習活動での利用を積極的に進めます。
- 市民協働により文化財を使った文化活動(例:「文化財de文化祭」)を促進します。

イ 文化遺産の観光資源としての活用

- 国宝安楽寺三重塔を始めとした別所・塩田平の寺院郡、国史跡の上田城跡や信濃国分寺跡などは、すでに上田市の観光の重要拠点にもなっているように、多くの文化遺産を観光資源として活用していきます。
- 今後も有形無形の文化遺産、独自の生活文化も含めて、地域ごとあるいは全市的・全国的な連携により、市民協働による観光資源としての価値を見出し活用することを継続的に進めます。

② 文化財を活用した地域づくり

デジタルアーカイブなどを活用した情報発信に努め、市民が地域の歴史・文化を知り、誇りを持つことで、文化財を活用した地域づくりにつなげます。

また、地域の文化財や伝統文化と現代の文化芸術を結びつけ、新たな価値を創造することに努めます。

《基本的な施策》

ア 歴史的・文化的遺産の情報発信

- デジタルアーカイブにより、文化財の情報を発信します。
- 発掘調査の結果を広く周知していきます。
- 広報や新聞、インターネットにより、文化財の最新情報を提供し、その価値やおもしろさを発信します。

イ 地域の特徴のある文化遺産を連携させた、地域づくりへの活用

- 上田市文化財保存活用地域計画に基づき、周辺環境も含めて総合的に文化財を保存・活用する施策を計画的に進めます。
- 社会教育機関においては、今後も市民の文化遺産や歴史に関する学習を通して、市民の主体的なまちづくりにつながるよう努めます。
- 地域の文化財・伝統芸能と現代の文化芸術を結びつけ、教育普及、デジタル活用、観光連携などを推進し、地域資源の持続的活性化を図ります。

③ 日本遺産の普及啓発・情報発信による観光振興の推進

「レイラインがつなぐ『太陽と大地の聖地』～龍と生きるまち信州上田・塩田平～」が令和2年に日本遺産の認定を受けました。認定ストーリーや構成文化の普及啓発、魅力発信を通して、関係団体等と連携しながら地域の活性化及び観光振興に取り組んでいきます。

《基本的な施策》

ア 上田市日本遺産推進協議会並びに関係団体等による各種事業の実施

- 上田市日本遺産推進協議会及び、各種関係団体との連携により日本遺産を活用した観光誘客に取り組めます。また、民間事業者等による日本遺産を活用した取組を支援します。

④ 上田城跡整備事業の推進と活用

「史跡上田城跡保存活用計画」に沿って「史跡上田城跡整備基本計画」の改訂を進め、計画に基づき、整備事業を進め、一層の活用を図ります。

《基本的な施策》

ア 史跡上田城跡の調査に基づく整備の推進と一層の活用

- 現存する石垣や土塁、堀等に加え、櫓や櫓門、二の丸東虎口の堅牢な石垣の配置、尼が淵の要害等を再現することにより、史跡上田城跡の価値を顕在化し、来訪者がその特徴や歴史を体験できるような整備・活用を推進します。
- 市民や関係団体などと、堅固な尼が淵の要害や本丸七つ櫓、各所に配置された鬼門除けの仕組みなど、史跡上田城跡の魅力を共有し、上田市全体で保存・活用を推進します。